（本號十面）　（明治廿五年三月廿一日　郵便報知新聞　郵便物認可）

明治二十七年五月廿三日　第三千九百七十五號　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には妄説詳細なる商況物價の報告あり

明治廿七年五月廿三日　水曜日
舊暦甲午四月十九日（乙丑）
日出入　午前四時三十二分　午後六時十三分
月出入　午前六時二十五分　午後十時四十三分
潮汐　午前七時二十三分　午後七時四十一分
（西暦一千八百九十四年）
年始より年末まで　百四十三日　二百二十二日

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付兼め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみ寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は面倒に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

政府の勢力畏るゝに足らず

今の政府は藩閥政府なり藩閥政府打て倒す可し否な取て代る可しとて之を攻擊するは一般の流行にして殆んど天下の輿論とも云ふ可きが如くなれども又一方には藩閥政府擯ふ可しと雖も其勢力は侮る可らず取て代るなどゝは容易ならずとて之を畏るゝもの多し是れ亦一般に行はるゝの説にして自から輿論として見る可きが如し然しく輿論にてありながら一方には打て倒す可しと云ひ一方には其勢力畏る可しと云ふ辻褄の合はぬ話にして我輩の判斷に苦しむ所なり藩閥政府のいよ〳〵厭ふ可きや否やは兎も角もとして抑も今の政府の勢力に畏る可しと云ふ其勢力とは如何なるものなりやと云ふに或は政府には兵隊あり軍艦あり然のみならず憲兵と云ひ警察の仕組と云ひ執れも强有力の實を具ふるが故に畏る可しとの意味ならんかなれども凡そ世界の文明政府にして陸海軍の備なきもののありや又警察の仕組なきもののありや若しも之を以て政府の勢力と認めて其勢力を畏るゝときは政治の改良は到底行ふ可らず人民たるものは口を禁して一切政治を絶念するの外なけれども天下豈に斯くの如きの理あらんや兵隊警察は國を護り治安を維持する爲めの用意にして政府と人民と政治上に相對する關係に於ては全く用なきものと知る可きなり左れば政府の勢力云々とは兵隊警察に關係せざるを得ず我輩の所見を以てすれば今の政府が兵隊警察の力を利用して云云するが如き萬々なき所のみならず實際に能はざる所なれども間接直接に實業の事に干渉して黙然その勢力を社會に及ぼすの事實は自から掩ふ可らざるものゝが如し例へば從來或る實業會社の社長を進退するの權を政府の手にて握りたるが如き本來は只ふれを監督するの意味に出でたるものならんなれども社長進退の權政府に在るときは其會社の全體も自から政府の力を以て動かさるゝは勢の免れざる所にして一般の株主は申す迄もなく假令ひ株主たらざるも其會社の事業に利害の關係ある輩は自然に政府の鼻息を仰て其一顰一笑を見て憂喜するの情なきを得ず即ち斯る種類の輩が世間に多ければ多きほど政府の勢力は多くなす〳〵盛なる譯なり世間はいざ知らず我輩の所見を以て云ふに足らざるの事實を見るときは其勢力の如何も亦思ふに足るの事實を見るときは其勢力の如何も亦思ふに足る可し或は近來に至りては斯る會社も大抵は社長の官選を止めたるが故に此邊の掛念も自から減じたりと云はんかなれども更に一歩を進めて論ずれば政府は曾て間接に干渉を試みたるのみならず現に直接に手を出して自から實業を營みつゝあるに非ずや即ち鐵道の事業を始めとして或は電信の如き電話の如き孰れも純然たる商賈營業にして政治には一毫の關もなきものなるに政府は之を官設の事業として公然その業を營め其結果は單に人民の利益を私するに止まらずして政府の勢力をして强大ならしむるの實を見る可し即ち鐵道は申す迄もなく電信と云ひ電話と云ひ運輸交通の利器にして實業上には最も密接の關係あるものなるに政府が之を專有して自から其業を營むとあれば人民は恰も實業機關の急所を政府に抑へられたるものにして自から屈する所なきを得ざるのみならず其事業に從事する輩は總て是れ政府の鼻息を仰ぎ其威福の下に生活するものにして其人數を計ふれば幾萬人の多きに至るみとならん況んや間接に其事に關係して利害を感ずるものは單に内國人のみならずして外國人の中にも少なからざるに於てをや政府の勢力强大ならざらんと欲するも得べからず論者が政府の勢力畏る可しと云ふ其意味は明白ならざれども差し此邊の事情を指したるものなる可し果して然らば我輩と其感を同ふするものにして藩閥云々の論は姑く別としても其勢力を減ぜしむるの法を講ずるは實業發達の爲め必要の處置なる可し抑も政府とは字義の如く政の府にして其役目は政を行ふの一事に外ならず左れば其役目を行ふが爲めに法律上に許されたる行政の權力を奮ふは差支なけれども苟も正當の區域を離れて實業上に勢力を及ぼすが如きは之を目して政權の濫用と云はざるを得ず專制の時代なれば兎も角も立憲の今日にあるまじき擧動にみえれば人民たるものは其濫用を制するの工風なかる可らず即ち鐵道以下の如き事業は人民の營業として政府の手より讓受くるは勿論、更に一歩を進むれば彼の農商務省が勸業など稱して恰も實業社會の先導を以て自から任ずる如き又文部省が教育學問の事に干渉して勸もすれば方針を云々するが如き孰れも餘計の事にして入らざる世話のみか其結果は政權を濫用して徒に政府の勢力を張るに過ぎざるものなれば兩省の如きは全廢して干渉の源を絶ち政府の事務としては單に其報告を爲すに止めしむるみと至當なる可し斯くの如くなるときは政府の行政は全く正當の區域に止まりて其勢力亦畏る可きものはなき筈なるに然るに今の世間の人々は政府を攻擊するに法律上の空文を先にして其實力を制するの工風に出でず一方には藩閥政府倒す可しと公言しながら一方には其勢力に避易して大に之を畏るゝが如き我輩の毫も解せざる所なり

官報

○法律

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル贍振國室闌港ヲ特別輸出港ニ追加法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年五月二十一日

内閣總理大臣　伯爵伊藤博文

大藏大臣　渡邊國武

法律第一號

明治二十二年法律第二十號特別輸出港規則第一條ノ特別輸出港中ニ闌港追加

法律第二號

明治二十八年八月一日ヨリ釜山中國伏木港及後志國小樽港ニ於テ輕石輸出ヲ許ス

法律第三號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル琉球國那覇港ニ於テ清國貿易ニ關スル船舶出入及貨物積卸許可法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年五月二十一日

内閣總理大臣　伯爵伊藤博文

大藏大臣　渡邊國武

法律第三號

明治二十七年十月一日ヨリ釜山中國伏木港及後志國小樽港ニ於テ輕石輸出ヲ許ス

但シ船舶ノ出入及貨物ノ積卸ニ關シテハ稅關法及稅關規則ヲ適用ス

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル琉球國那覇港ニ於テ清國貿易ニ關スル船舶出入及貨物積卸許可法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年五月二十一日

内閣總理大臣　伯爵伊藤博文

大藏大臣　渡邊國武

明治二十七年十月一日ヨリ釜山中國伏木港及後志國小樽港ニ於テ輕石輸出ヲ許ス

但シ船舶ノ出入及貨物ノ積卸ニ關シテハ稅關法及稅關規則ヲ適用ス

第一條　天災事變の補助を受けんとするみとを得

第二條　本法に規定する防池溝堰堤樋閘

第三條　國庫の補助するものとす但被害を必要と認むる

第四條　國庫の補助に於て工費金額の條の負擔額は其みとを得

第五條　前條の負擔定限に達せざる得す

一　府縣稅地租

二　府縣稅戶數

三　工費金額其

第六條　國庫の補規定に依り其負債を起して其四の金額其府縣地超過額は五分の

第七條　國庫の補地を審査し工費合に於ては廣險

第八條　工費金額縣債に配當し其す〳〵きものとす

第九條　國庫補助す〳〵し

附則

第十條　第六條の場合に於て其の金額を超過せに一時貸附する

但之れに要す

雜報

○府縣非